

# ダイワ・バリュー株・オープン

追加型株式投資信託／国内株式型(一般型)

投資信託説明書(目論見書)

平成18年12月5日

※本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

# ダイワ・バリュー株・オープン

追加型株式投資信託／国内株式型(一般型)

投資信託説明書(交付目論見書)

平成18年12月5日

※本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



## 大和投資信託

Daiwa Asset Management

# 投資信託説明書（交付目論見書）

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

## 委託会社の情報提供窓口

### ◆ お電話によるお問合わせ先

電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

### ◆ 委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

本文書により行なう「ダイワ・バリュー株・オープン(愛称:底力)<sup>そこぢから</sup>」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成18年6月2日に関東財務局長に提出しており、平成18年6月3日にその届出の効力が生じております。

当該有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書(請求目論見書)」は、投資者の請求により交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておこうようにして下さい。)。なお、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできます。

## 投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

### ◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

### ◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」※の規定の適用を受けることとします。

※ 政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

### ◆振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託会社があらかじめこのファンドの受益権を取扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関にかかる口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、交付目論見書本文の「第一部 証券情報」「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## ◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、交付目論見書本文の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「7 管理及び運営の概要」の「信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在のすべての受益権\*を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

※ 受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理して受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

くわしくは添付の「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧下さい。

以上

# 目論見書の概要

## ダイワ・バリュー株・オープン (愛称: そこぢから底力)

本概要は、後掲の「有価証券届出書の内容」(交付目論見書本文)を要約したものです。詳細は、交付目論見書本文の該当箇所をご覧下さい。

### ファンドの概要

主な項目	要約	参照
目的および 基本的性格	追加型株式投資信託／国内株式型(一般型) 信託財産の成長をめざして運用を行ないます。	—
当ファンドの 主要投資対象	ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンドの受益証券	P. 3
マザーファンドの 主要投資対象	わが国の証券取引所上場株式および店頭登録株式	P. 4
ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとして長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。ただし、ベンチマークとの連動をめざすものではありません。	P. 3
主な投資制限	①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ②株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④外貨建資産への投資は、行ないません。	—
価額変動リスク	当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。	P. 6
お買付価額 (1万口当り)	お買付申込受付日の基準価額	P. 10
お買付単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。 (注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。	P. 10

主な項目	要約	参照
お買付時の申込手数料	<p>販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%(税抜3.0%)です。</p> <p>(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。</p> <p>(注2) 申込手数料には、消費税等が課されます。</p> <p>(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。</p>	P.10
お申込みの受付時間	委託会社の各営業日の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受けたお買付けおよびご換金のお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。	P.10 P.13
決算日	毎年3月9日および9月9日(休業日の場合翌営業日)	P.11
収益分配	<p>毎計算期末に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。</p> <p>(注1) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。</p> <p>(注2) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合せ下さい。</p>	P.11
ご換金代金のお支払い	ご換金申込受付日から起算して4営業日目以降	P.14
信託期間	無期限	P.14
信託報酬率	信託財産の純資産総額に対して年率1.596%(税抜 1.52%)	P.16

◆投資家のみなさまにおかれましては、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいよう、よろしくお願ひ申上げます。

## ファンドの運用は…

1. 主としてダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券に投資します。
2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。
3. 株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。
4. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
5. TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとして長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。ただし、前記運用方針に基づき運用するため、ベンチマークとの運動をめざすものではありません。

## ベンチマークについて

ベンチマークとは、運用成果を判断する基準となるものです。日本株全体のベンチマークとしては、市場全体の動きや構造を反映し普遍的に使用しうるものであるのが望ましいとされており、TOPIXが一般的に使用されています。

ベンチマークと当ファンドの基準価額の動きを比較した結果は、運用報告書でお知らせします。

なお、将来、ベンチマークとしてTOPIXに替わる指数を使用することが望ましいと一般的にみなされていると当社が判断した場合には、ベンチマークを当該指数に変更することがあります。

TOPIXを上回る運用成果を保証するものではありません。

# 特　　色

## マザーファンドの投資態度は…

1. わが国の証券取引所上場株式および店頭登録株式の中から、取得時にPER※、PBR※などの指標または株価水準から見て割安と判断される銘柄のうち、今後株価の上昇が期待される銘柄に投資します。

- ただし、取得した後にこの条件を満たさなくなった銘柄であっても保有を継続することがあります。

※PER(株価収益率) = 株価 ÷ 1株当たり利益

株価がその株式会社の1株当たり利益の何倍になっているかを示す指標

※PBR(株価純資産倍率) = 株価 ÷ 1株当たり純資産

株価がその株式会社の1株当たり純資産の何倍になっているかを示す指標

2. 銘柄の選定にあたっては、主に次の観点から行ないます。

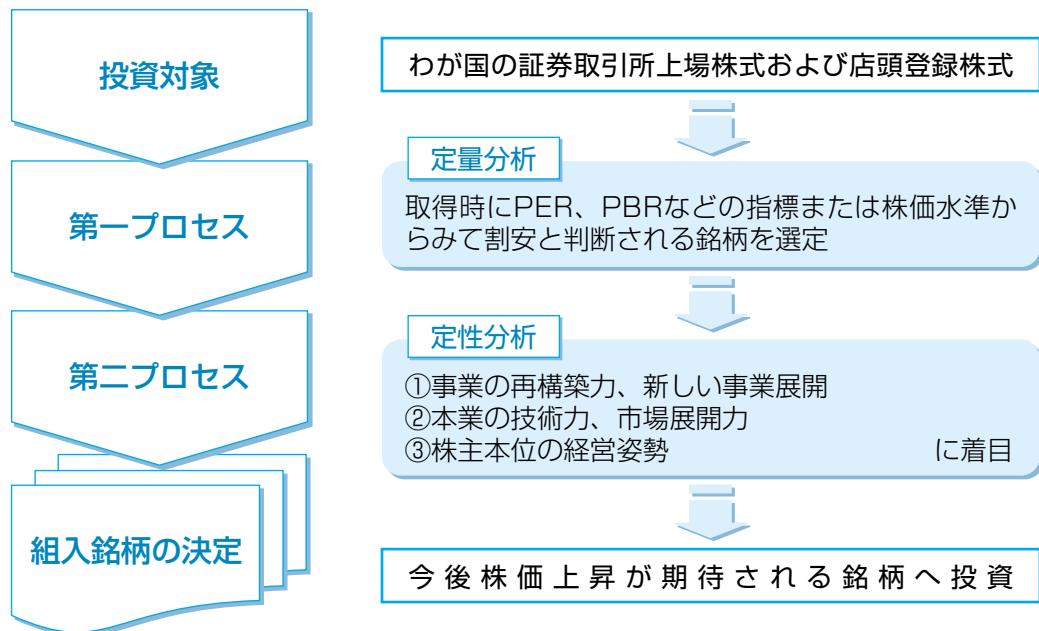
イ. 事業の再構築力、新しい事業展開

ロ. 本業の技術力、市場展開力

ハ. 株主本位の経営姿勢

3. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

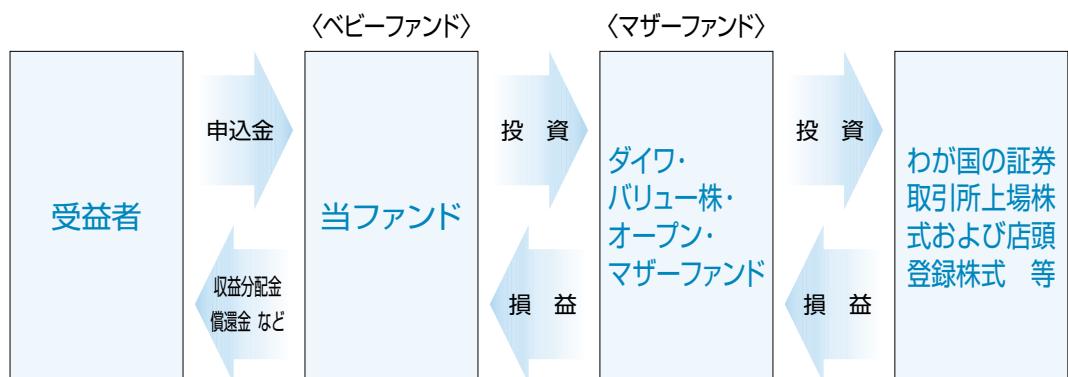
## 《マザーファンドの銘柄選定プロセス》



### マザーファンド方式について

当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。

マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンド（ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。



（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

# 特　　色

## 価額変動リスクなどは…

### 〈価額変動リスク〉

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

#### ①株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

#### ②その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

## 〈換金性が制限される場合〉

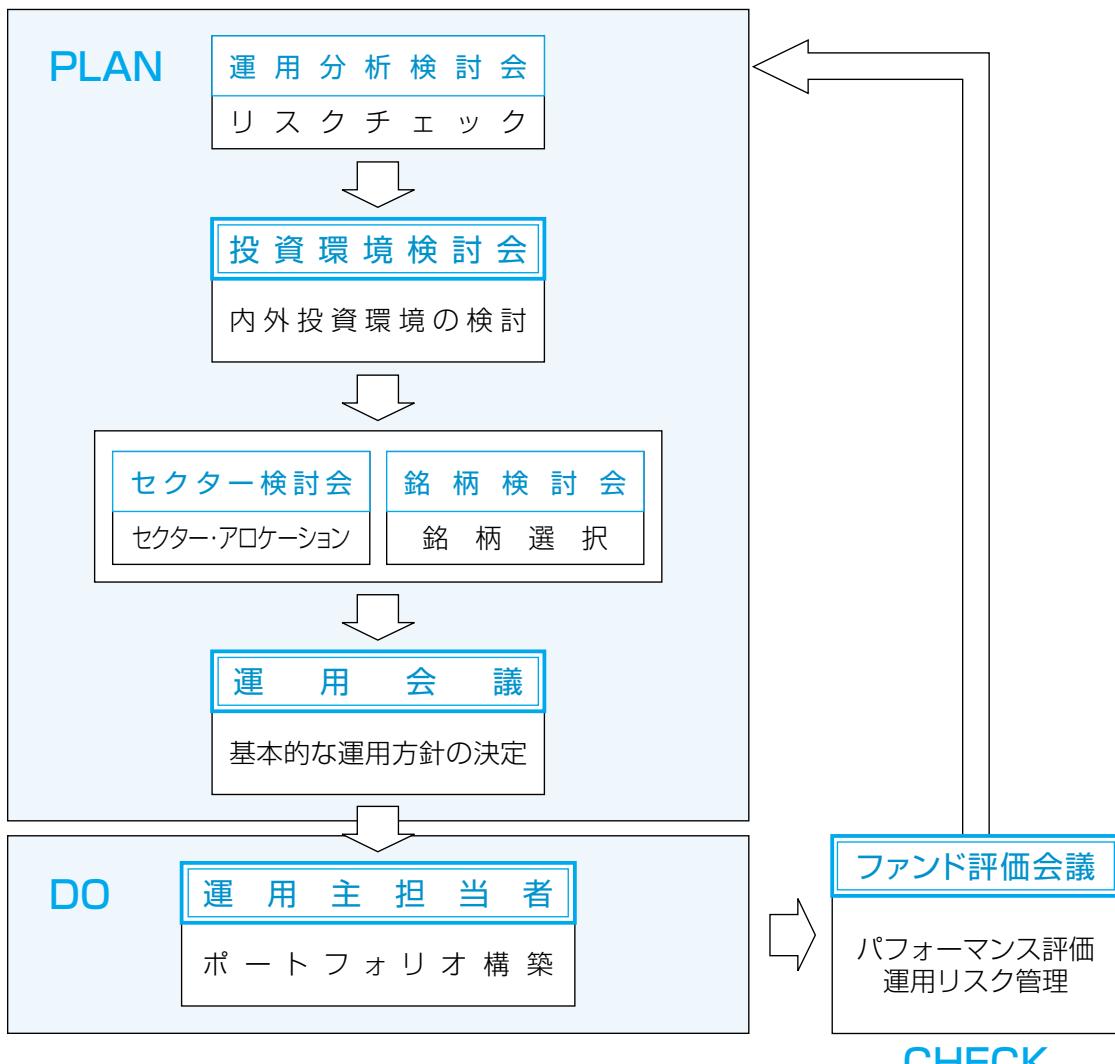
通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

# 特　　色

運用プロセスは…

《運用プロセスについて》



## PLAN

運用分析検討会では、運用本部内のファンドのリスクチェックを行ないます。投資環境検討会では、主にマクロ分析を基に内外投資環境について検討します。セクター検討会では、セクター・アロケーション、銘柄検討会では、組入銘柄について検討します。運用会議で、基本的な運用方針を決定し、これを踏まえて運用主担当者がファンドの運用方針を策定し、運用部長が承認します。

## DO

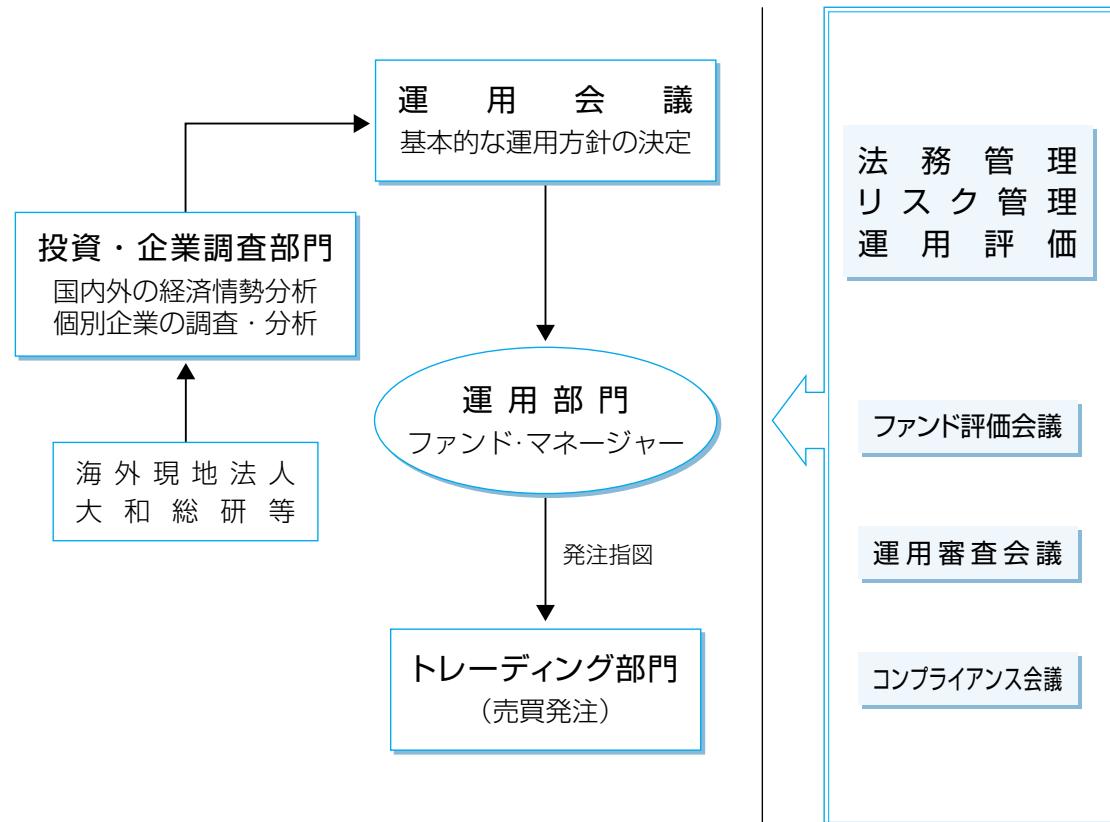
運用主担当者は、承認された運用方針に基づきポートフォリオを構築します。

## CHECK

ファンド評価会議でパフォーマンス評価、ファンドの運用リスク分析を行ない、運用へフィードバックを行ないます。

## 運用体制は…

### 《運用体制の概要》



投資・企業調査部門は、内外経済情勢や個別企業を調査・分析します。また、海外現地法人などから海外の金融市場の調査・分析等を収集します。

ファンド・マネージャーは、内外の経済調査情報や運用会議での基本的な運用方針の決定をもとに、ファンドの運用方針を策定し、運用部長の承認を得ます。また、トレーディング部門に発注を指図します。

運用実績に関する審査・評価、運用行為にかかる法令遵守状況を監督・審議。発行体の信用リスク、派生商品ポジションおよび評価損益の把握等、各種リスク管理。

## お買付けは…

### お買付時期

#### 原則としていつでもお買付けをお申込みいただけます。

なお、委託会社の各営業日の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱いします。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

### お買付単位

#### 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。

### お買付価額

#### お買付価額(1万口当り)は、お買付申込受付日の基準価額です。

### 申込手数料

#### お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%(税抜 3.0%)です。

(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。

(注2) 申込手数料には、消費税等が課されます。

(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

## 収益分配金は…

### 分配時期

毎計算期末に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注) 収益分配方針については、交付目論見書本文の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「2 投資方針」をご参照下さい。

- 決算日は、毎年3月9日および9月9日（休業日の場合翌営業日）です。
- 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。
- お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。  
なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

### 支払方法

- 「分配金再投資コース」をご利用の場合

収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

- 「分配金支払いコース」をご利用の場合

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします（税金が差引かれます。）。

## 収益分配金に対する税金は…

### ●個人の受益者の場合

普通分配金について、平成20年3月31日まで10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用あり)を選択することもできます。

上記に記載の10%(所得税7%および地方税3%)の税率は、平成20年4月1日から、20%(所得税15%および地方税5%)となります。

### ●法人の受益者の場合

普通分配金について、平成20年3月31日まで7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記に記載の7%(所得税7%)の税率は、平成20年4月1日から、15%(所得税15%)となります。

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分で、税金はかかりません。)の区分があります。

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(注1) 個別元本についてくわしくは、本概要の「個別元本の概要」および交付目論見書本文の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金」をご参照下さい。

(注2) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

## ご換金は…

### ご換金時期

### 原則としていつでもご換金をお申込みいただけます。

なお、委託会社の各営業日の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱いします。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

### ご換金単位

### 1口単位または1万口単位として販売会社が定める単位とします。

※信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の「解約請求」には制限があります。

### ご換金方法

### 「解約請求」または「買取請求」によりご換金をお申込みいただけます。

### お手取額

### 1万口当たりのお手取額は、次のとおりです。

#### 【個人の受益者の場合】

##### ●「解約請求」の場合

解約請求受付日の基準価額から、所得税および地方税(個別元本超過額の10%。平成20年4月1日から20%)を差引いた金額となります。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用あり)を選択することもできます。なお、解約差損については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

##### ●「買取請求」の場合

買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります(当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります)。なお、買取価額と取得価額との差額については、譲渡所得の取扱いとなります。くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。

# ご投資の手引き

## [法人の受益者の場合]

### ●「解約請求」の場合

解約請求受付日の基準価額から、所得税(個別元本超過額の7%。平成20年4月1日から15%。)を差引いた金額となります。地方税の源泉徴収はありません。

### ●「買取請求」の場合

買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります(当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。)。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

## 支払開始日

代金は、原則としてお申込受付日から起算して4営業日目以降にお支払いいたします。

## 信託期間は…

信託期間は、無期限です。

●ただし、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合等には、信託を終了させることができます。

## 償還金は…

### 支払開始日など

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

●個人の受益者の場合、償還時の個別元本超過額について、平成20年3月31日まで10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用あり）を選択することもできます。なお、償還差損については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

上記に記載の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成20年4月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

●法人の受益者の場合、償還時の個別元本超過額について、平成20年3月31日まで7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記に記載の7%（所得税7%）の税率は、平成20年4月1日から、15%（所得税15%）となります。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

## 受益証券は…

●受益証券は、原則として無記名式です。ご希望により記名式にすることもできます。

●「分配金再投資コース」をご利用の場合には、受益証券は「保護預り」とさせていただきます。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。くわしくは、冒頭の「投資信託振替制度への移行について（お知らせ）」および交付目論見書本文をご参照下さい。

# ご投資の手引き

## 信託報酬などは…

### 信託報酬など

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.596%(税抜 1.52%)の率を乗じて得た額とし、信託財産でご負担いただきます。

- 信託報酬の配分は次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
300億円未満	販売会社と受託会社への配分を除いたもの	年率 0.63% (税抜 0.60%)	年率 0.105% (税抜 0.10%)
300億円以上1,000億円未満		年率 0.714% (税抜 0.68%)	年率 0.084% (税抜 0.08%)
1,000億円以上		年率 0.861% (税抜 0.82%)	年率 0.063% (税抜 0.06%)

※販売会社への配分は各販売会社ごとの取扱い純資産額、受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に基づいて変わります。

上記のほか、次のような費用をご負担いただきます。

- 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。
- 信託報酬、監査報酬および有価証券売買時の売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額を信託財産でご負担いただきます。
- 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

## 運用経過のお知らせは…

- 毎計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成いたします。保護預りをご利用の方には、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けいたします。

## ■ 個別元本の概要

受益者ごとの信託時の受益証券の価額等が、当該受益者の個別元本になります。

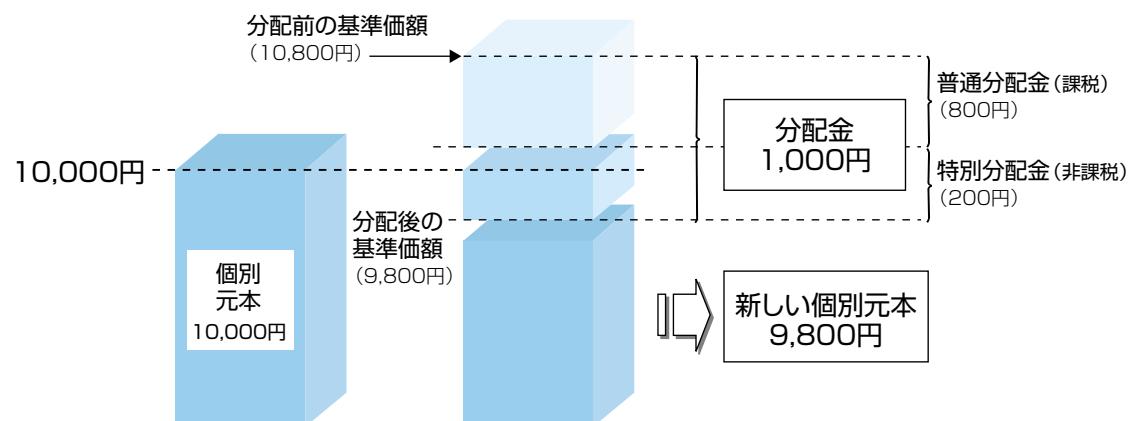
同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、受益権口数で加重平均して算出します。くわしくは、交付目論見書本文の「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金」をご参照下さい。

以下は特別分配金(所得税・地方税は非課税)があった場合のイメージです。

---

購入時 (購入価額10,000円)	決算時 (分配前の基準価額10,800円)
----------------------	--------------------------

---



(注) 上記はイメージ図です。収益分配金の支払いや分配金額を保証するものではありません。

## □ 基準価額

### ①基準価額

信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額です。

原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

### ②基準価額情報の入手方法

基準価額は、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。ほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

## □ 基準価額の算出

$$\text{ファンドの純資産総額} = \frac{\text{資産総額} - \text{負債総額}}{\text{受益権口数}} \times 1\text{万口}$$

組入資産を毎営業日、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得たものです。

主要投資対象であるマザーファンドの受益証券およびマザーファンドの主要投資対象である株式の評価時価は、原則次の価額によります。

- ①マザーファンドの受益証券は計算日における基準価額
- ②わが国の証券取引所上場株式は証券取引所における計算日の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）

信託報酬、その他未払い費用等

## □ 信託の終了

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、次の場合には、委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。この場合、委託会社はあらかじめ信託契約を解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ①受益権の口数が30億口を下ることとなった場合
- ②信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
- ③やむを得ない事情が発生したとき

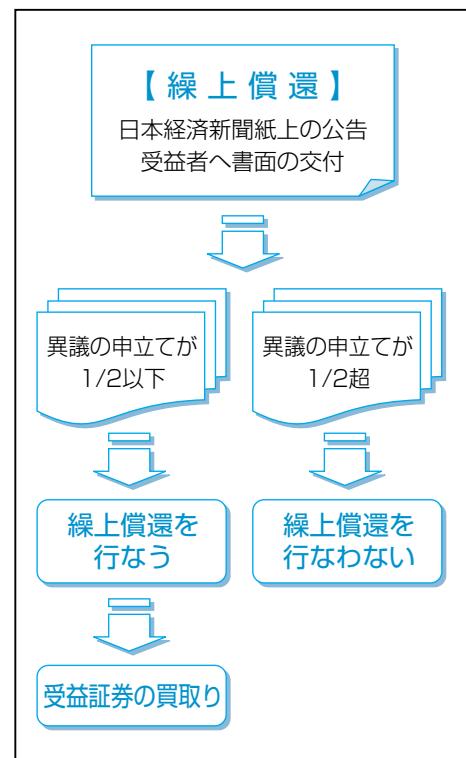
### 《信託の終了にかかる手続きの概要》

- ①繰上償還しようとする旨を公告※1し、かつその旨を記載した書面を受益者に交付します。
- ②この書面には受益者で異議ある者は一定期間内※2に異議を述べるべき旨を付記します。
- ③異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える時、繰上償還は行いません※3。また、繰上償還となった場合、異議を述べた受益者は自己が保有する受益証券の買取りを請求することができます。  
くわしくは、交付目論見書本文の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「7 管理及び運営の概要」をご参照下さい。

※1 日本経済新聞に掲載します。

※2 1か月を下らない期間です。

※3 繰上償還しない旨、公告します。



## □ 信託約款の変更

委託会社は次の場合、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合、委託会社はあらかじめ信託契約を変更しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ①受益者の利益のため必要と認めるとき
- ②やむを得ない事情が発生したとき

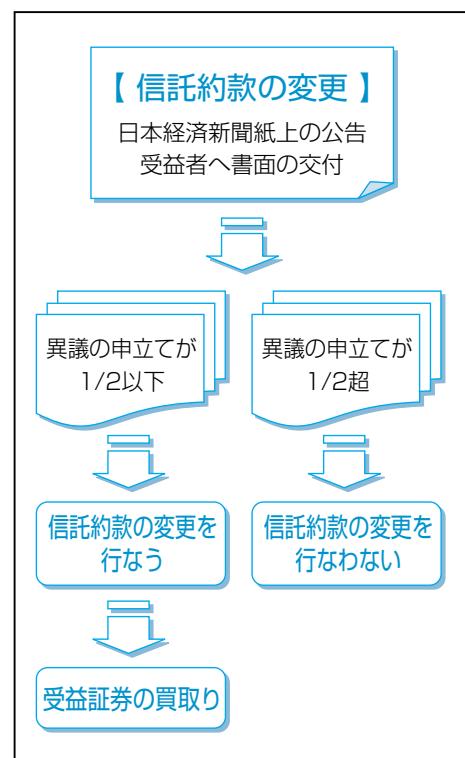
### 《変更内容が重大なときの信託約款の変更にかかる手続きの概要》

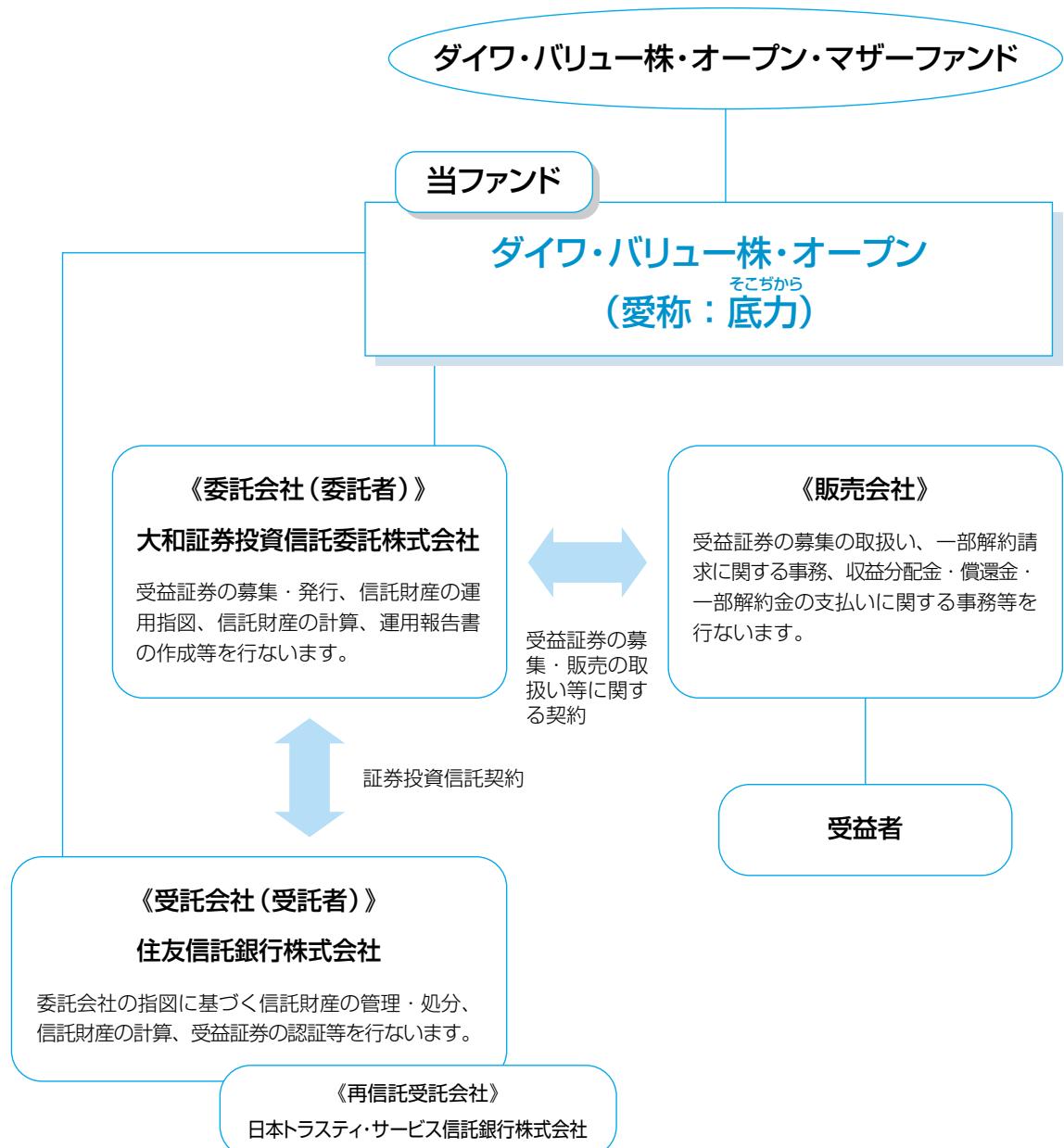
- ①信託約款を変更しようとする旨を公告<sup>※1</sup>し、かつその旨を記載した書面を受益者に交付します。
- ②この書面には受益者で異議ある者は一定期間内<sup>※2</sup>に異議を述べるべき旨を付記します。
- ③異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える時、約款変更は行いません<sup>※3</sup>。また、約款変更となった場合、異議を述べた受益者は自己が保有する受益証券の買取りを請求することができます。  
くわしくは、交付目論見書本文の「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況」の「7 管理及び運営の概要」をご参照下さい。

※1 日本経済新聞に掲載します。

※2 1か月を下らない期間です。

※3 信託約款を変更しない旨、公告します。





## ●用語のご説明●

1. 基準価額	純資産総額(信託財産に属する資産を時価により評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。)を、計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。
2. 個別元本	受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。 なお、個別元本方式は、平成12年4月1日算出の基準価額より適用されており、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、平成12年3月31日の平均信託金が当該受益証券にかかる個別元本となります。 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

有価証券届出書の内容  
(訂正届出書の内容を含む。)  
(交付目論見書本文)

提 出 先 関東財務局長 殿

提 出 日 平成 18 年 6 月 2 日提出  
平成 18 年 12 月 4 日訂正

発 行 者 名 大和証券投資信託委託株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 樋口三千人

本店の所在の場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 10 番 5 号

事務連絡者氏名 長谷川英男

連絡場所 本店の所在の場所に同じ

電話番号 03-5695-2111

届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称 :

ダイワ・バリュー株・オープン (愛称 : 底力)  
なお、愛称に「そこぢから」とふりがなを付すことがあります。

届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額 :

継続申込期間 (平成 18 年 6 月 3 日から平成 19 年 6 月 1 日まで)  
5 兆円を上限とします。

縦覧に供する場所

該当ありません。

目次

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	
第 1	ファンドの状況	
1	ファンドの性格	4
2	投資方針	7
3	投資リスク	16
4	手数料等及び税金	18
5	運用状況	21
6	手続等の概要	27
7	管理及び運営の概要	30
第 2	財務ハイライト情報	
1	貸借対照表	34
2	損益及び剰余金計算書	35
第 3	内国投資信託受益証券事務の概要	37
第 4	ファンドの詳細情報の項目	38

# 第一部 証券情報

## (1) ファンドの名称

ダイワ・バリュー株・オープン（愛称：底力）

なお、愛称に「そこから」とふりがなを付すことがあります。

## (2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益証券であり、原則として無記名式です。なお、受益者の請求により無記名式から記名式への変更、また記名式から無記名式への変更を行なうことが可能ですが、格付けは、取得しておりません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## (3) 発行（売出）価額の総額

5兆円を上限とします。

## (4) 発行（売出）価格

1万口当り取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）

- 委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

## (5) 申込手数料

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜 3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）

② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

## (6) 申込単位

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

#### (7) 申込期間

平成18年6月3日から平成19年6月1日まで（継続申込期間）  
(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

#### (8) 申込取扱場所

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

#### (9) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の口座に払込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日における発行価額の総額を、受託会社の当ファンドにかかる口座に払込みます。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、販売会社は振替受益権にかかる各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

#### (10) 払込取扱場所

受益証券の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。  
申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

#### (11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

#### (12) その他

- ① 受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ② 委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。
- ③ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
- ④ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資

約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします（以下同じ。）。

⑤ 取得申込金額に利息は付きません。

⑥ 受益者は、販売会社との間で保護預りに関する契約を締結したうえで、受益証券を販売会社の保護預りとすることができます。なお、「分配金再投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

（注）ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

⑦ <振替受益権について>

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

⑧ <既発行受益証券の振替受益権化について>

委託会社は、「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (5) その他 ② 信託約款の変更」7. の手続きにより信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理して受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託（国内株式型（一般型））であり、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

なお、「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会による追加型株式投資信託の商品分類において、「約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」をいいます。

##### ＜信託金の限度額＞

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

##### ＜ファンドの特色＞

1. ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

（注）当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンド（ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なうしくみです。

2. ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

3. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

4. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

5. ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンドの主要投資対象は、わが国の証券取引所上場株式および店頭登録株式であり、投資態度は、次のとおりです。

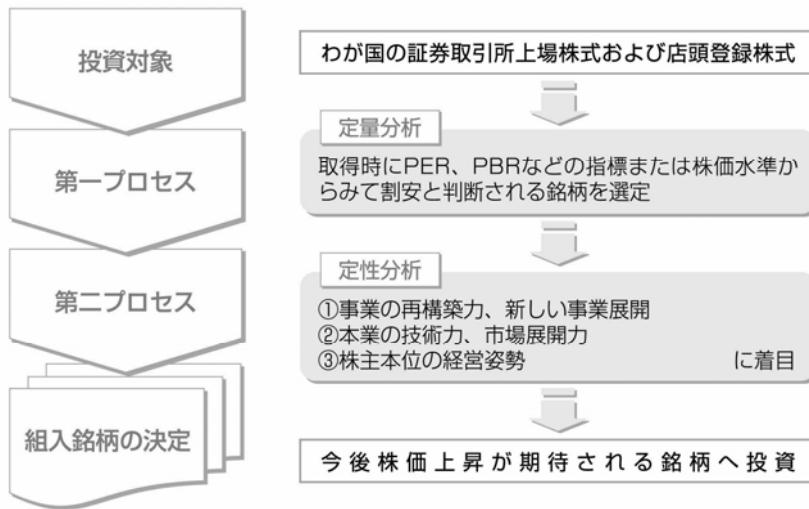
(a) 取得時にP E R、P B Rなどの指標または株価水準から見て割安と判断される銘柄のうち、今後株価の上昇が期待される銘柄に投資します。ただし、取得した後にこの条件を満たさなくなった銘柄であっても保有を継続することができます。

(b) 銘柄の選定にあたっては、主に次の観点から行ないます。

- ・事業の再構築力、新しい事業展開
- ・本業の技術力、市場展開力
- ・株主本位の経営姿勢

(c) 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

◆ダイワ・バリューチ株・オープン・マザーファンドの銘柄選定プロセス



※ P E R (株価収益率) = 株価 ÷ 1株当たり利益

株価がその株式会社の 1 株当たり利益の何倍になっているかを示す指標

※ P B R (株価純資産倍率) = 株価 ÷ 1 株当たり純資産

株価がその株式会社の 1 株当たり純資産の何倍になっているかを示す指標

6. 当ファンドは、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。ただし、前記運用方針に基づき運用するため、ベンチマークとの連動をめざすものではありません。

※ベンチマークとは、運用成果を判断する基準となるものです。日本株全体のベンチマークとしては、市場全体の動きや構造を反映し普遍的に使用しうるものであるのが望ましいとされており、TOPIXが一般的に使用されています。

※ベンチマークと当ファンドの基準価額の動きを比較した結果は、運用報告書でお知らせします。

※なお、将来、ベンチマークとしてTOPIXに替わる指数を使用することが望ましいと一般的にみなされていると当社が判断した場合には、ベンチマークを当該指数に変更することがあります。

※TOPIXを上回る運用成果を保証するものではありません。

7. 原則としていつでもお買付け・ご換金をお申込みいただけます。

8. 每計算期末に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(2) ファンドの仕組み

受益者	お申込者
収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金	
お取扱窓口	<p>販売会社</p> <p>受益証券の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。</p> <p>①受益証券の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など</p>
↑↓※1	
委託会社	<p>大和証券投資信託 委託株式会社</p> <p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <p>①受益証券の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など</p>
↓運用指図↑↓※2	
受託会社	<p>住友信託銀行 株式会社</p> <p>（再信託受託会社： 日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社）</p> <p>信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 ③受益証券の認証 など</p>
損益↑↓信託金	
投資対象	<p>わが国の証券取引所上場株式および店頭登録株式 など (マザーファンド方式で運用します。)</p>
損益↑↓投資	

(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益証券の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

<委託会社の概況（平成 18 年 10 月末日現在）>

- ・資本金 151 億 7,427 万 2,500 円
- ・沿革  
昭和34年12月12日 設立登記  
昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得  
昭和35年 4月 1日 営業開始  
昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。  
平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資  
顧問業の登録を受ける。  
平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資  
一任契約にかかる業務の認可を受ける。

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号	2,608,525	100.00

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

- ① 主要投資対象  
ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）  
の受益証券を主要投資対象とします。
- ② 投資態度  
イ. 主としてマザーファンドの受益証券に投資します。  
ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の 90%  
程度以上に維持することを基本とします。  
ハ. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託  
の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみな  
した部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50% 以下とします。  
ニ. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償  
還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれな  
いことがあります。

### (2) 投資対象

- ① 委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、住友  
信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次の有価  
証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。また、保有する有  
価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもつ  
てマザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。
  1. 株券または新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離  
型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 で定めるもの  
をいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）  
および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人に対する権利で前18.の権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前12.および前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

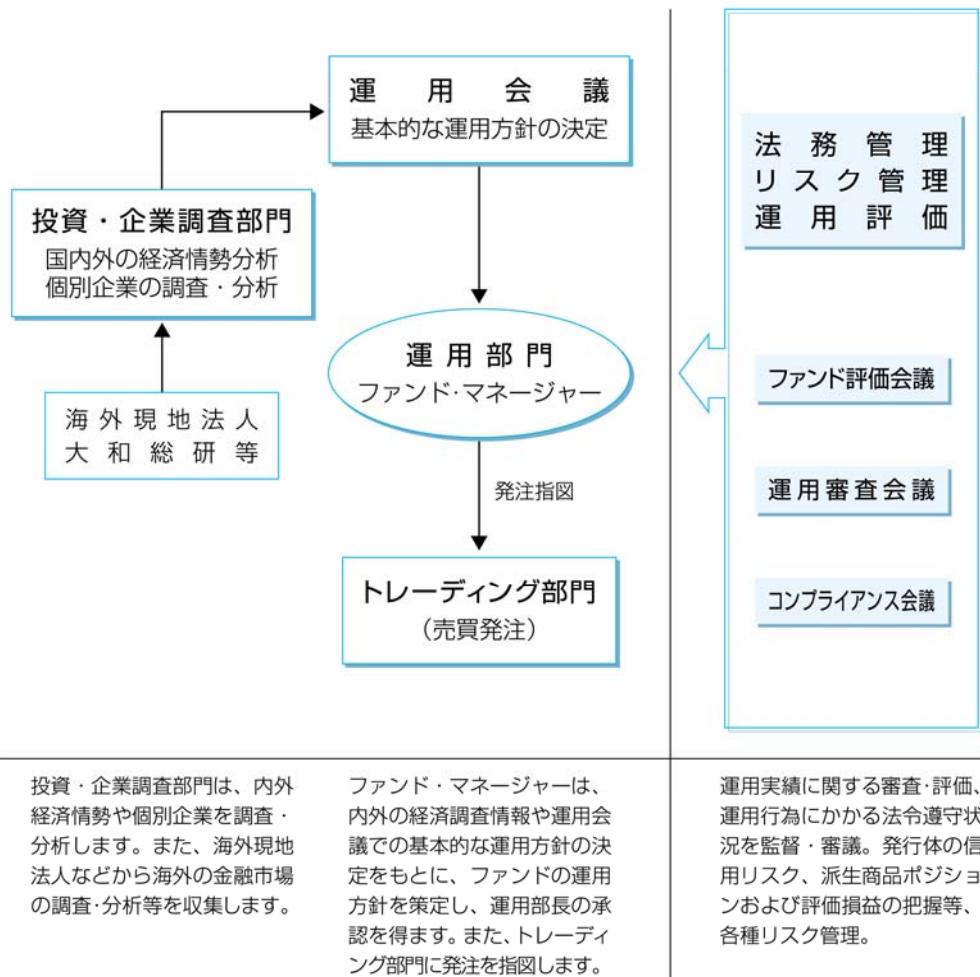
② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

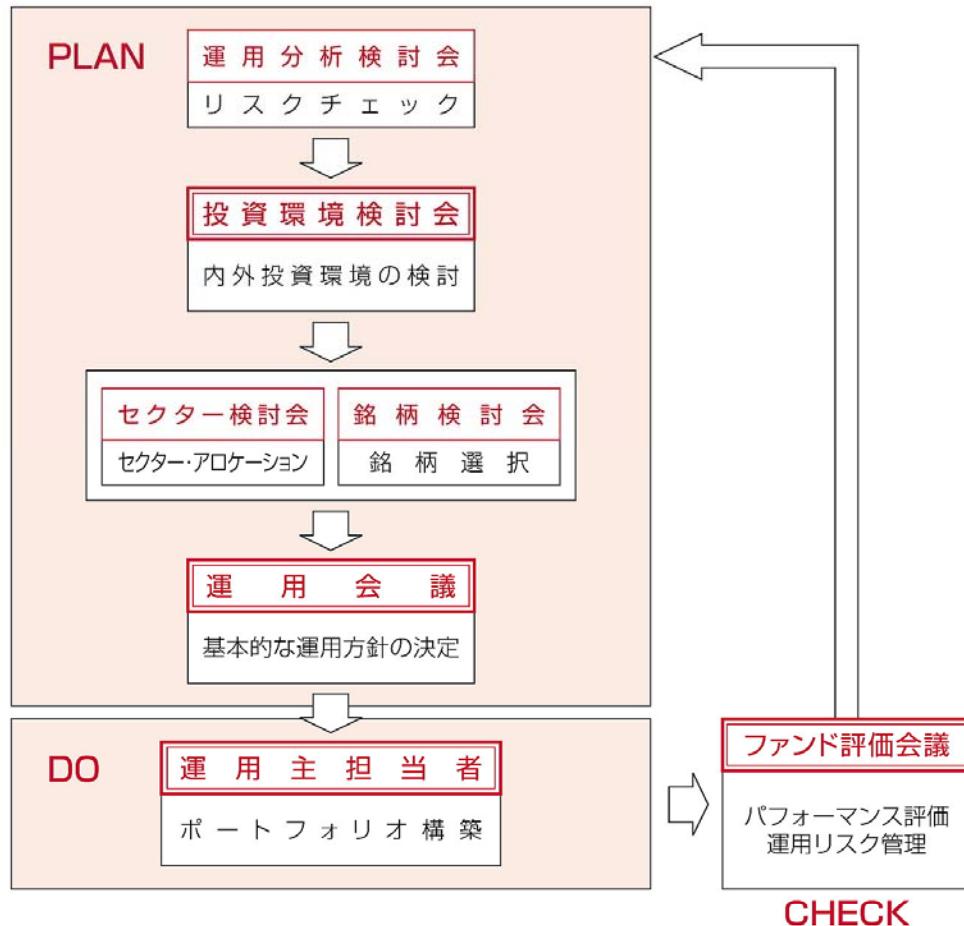
③ 前①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前②1.から4.までの金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) 運用体制

#### ① 運用体制の概要



## ② 運用プロセス



### PLAN

運用分析検討会では、運用本部内でのファンドのリスクチェックを行ないます。投資環境検討会では、主にマクロ分析を基に内外投資環境について検討します。セクター検討会では、セクター・アロケーション、銘柄検討会では、組入銘柄について検討します。運用会議で、基本的な運用方針を決定し、これを踏まえて運用主担当者がファンドの運用方針を策定し、運用部長が承認します。

### DO

運用主担当者は、承認された運用方針に基づきポートフォリオを構築します。

### CHECK

ファンド評価会議でパフォーマンス評価、ファンドの運用リスク分析を行ない、運用ヘフィードバックを行ないます。

## (4) 分配方針

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用を行ないます。

## (5) 投資制限

### ① マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

### ② 株式（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

### ③ 新株引受権証券等（信託約款）

イ. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### ④ 投資信託証券（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### ⑤ 投資する株式等の範囲（信託約款）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 前イ. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

### ⑥ 同一銘柄の株式等（信託約款）

イ. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ハ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ. 前ハ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### ⑦ 信用取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付ける

ことの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ. 前イ. の信用取引の指図は、次の 1. から 6. までに掲げる有価証券の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の 1. から 6. までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前 5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### ⑧ 先物取引等（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)②の 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

ロ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに前(2)②の 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)②の 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミア

ム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### ⑨ スワップ取引（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 前ハ.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑩ 金利先渡取引（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 前ハ.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。  
ヘ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑪ 同一銘柄の転換社債等（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。  
ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑫ 有価証券の貸付け（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ. 前イ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑬ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑭ 資金の借入れ（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑮ デリバティブ評価損（「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」）

委託会社は、運用の指図を行なう信託財産について、次の行為を行なわないものとします。

信託財産の純資産総額に 100 分の 50 を乗じて得られる額が当該信託財産にかかる次に掲げる額（これにかかる取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該信託財産にかかる有価証券先物取引等を行なうことまた

は継続することを受託会社に指図すること。

イ. 当該信託財産にかかる先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および選択権付債券売買の売付約定にかかるものを除きます。）

ロ. 当該信託財産にかかる有価証券オプション取引等および選択権付債券売買のうち売付約定にかかるものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションにかかる帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

ハ. 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株引受権を表示する証券または証書にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

＜参考＞マザーファンド（ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

「1 ファンドの性格」「(1) ファンドの目的及び基本的性格」<ファンドの特色>の 5. をご参照下さい。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利

ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利

ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利

ホ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 33 条第 1 項第 5 号に掲げるもの

ヘ. 約束手形

ト. 金融先物取引等にかかる権利

チ. 金融デリバティブ取引にかかる権利

リ. 金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 33 条第 1 項第 7 号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 2 で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 3 で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）

#### および新株予約権証券

12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前 1. から前 11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人に対する権利で前 18. の権利の性質を有するもの

なお、前 1. の証券または証書、前 12. ならびに前 16. の証券または証書のうち前 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前 2. から前 6. までの証券ならびに前 12. および前 16. の証券または証書のうち前 2. から前 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前 13. の証券および前 14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### (3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は、行ないません。

### 3 投資リスク

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

##### ① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

##### ② その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、

当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

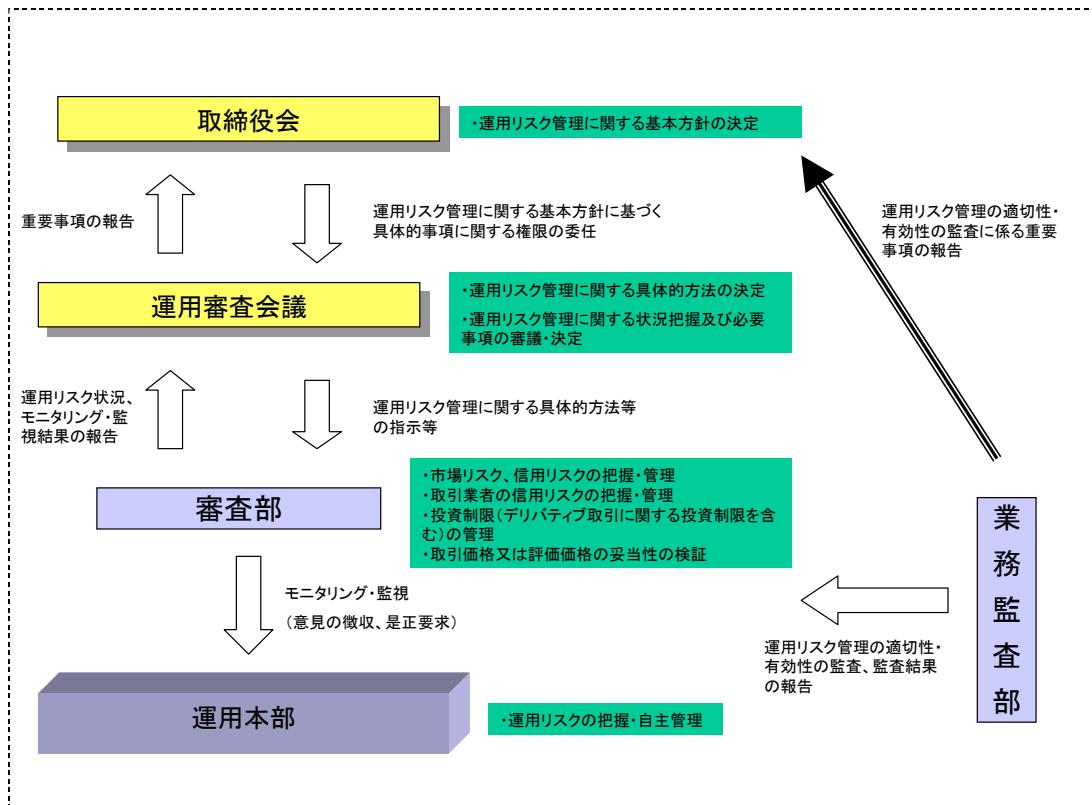
ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

## （2）換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

## （3）リスク管理体制



## 4 手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜 3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）

② 申込手数料には、消費税等が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

### (2) 換金（解約）手数料

ありません。

### (3) 信託報酬等

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1.596%（税抜 1.52%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりとします。

#### イ. 委託会社

計算期間を通じて毎日、信託報酬の総額からロ. およびハ. を除いた額とします。

#### ロ. 販売会社

各販売会社ごとに、計算期間を通じて毎日、各販売会社の取扱い純資産額に、次に掲げる率を乗じて得た額とします。

各販売会社の取扱い純資産額	率
300 億円未満の場合	年 0.63% (税抜 0.60%)
300 億円以上 1,000 億円未満の場合	年 0.714% (税抜 0.68%)
1,000 億円以上の場合	年 0.861% (税抜 0.82%)

#### ハ. 受託会社

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。

信託財産の純資産総額	率
300 億円未満の場合	年 0.105% (税抜 0.10%)
300 億円以上 1,000 億円未満の場合	年 0.084% (税抜 0.08%)
1,000 億円以上の場合	年 0.063% (税抜 0.06%)

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。

#### (4) その他の手数料等

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

#### (5) 課税上の取扱い

- ① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。なお、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。総合課税を選択した場合には、配当控除（所得税 5%、地方税 1.4%。ただし、課税総所得金額が 1,000 万円超の場合、所得税 2.5%、地方税 0.7%。）の適用があります。

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

なお、上記の 10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率は、平成 20 年 4 月 1 日から、20%（所得税 15%および地方税 5%）となります。

買取請求時の 1 万口当りの手取額は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。買取価額と取得価額との差額については、譲渡所得の取扱いとなります。くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。

- ② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 20 年 3 月 31 日までは 7%（所得税 7%）、平成 20 年 4 月 1 日から 15%（所得税 15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、益金不算入制度（当ファンドの場合、対象金額は二分の一となります。）および税額控除制度が適用されます。

買取請求時の1万口当りの手取額は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。この税相当額は税金ではないため、税額控除はありません。

#### ＜注1＞個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式は平成12年4月1日算出の基準価額より適用されており、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、平成12年3月31日の平均信託金が当該受益証券にかかる個別元本となります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社ごとに、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### ＜注2＞収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

## 5 運用状況

### (1) 投資状況 (平成 18 年 10 月 31 日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	81,577,040,791	99.84
内 日本	81,577,040,791	99.84
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	132,509,004	0.16
純資産総額	81,709,549,795	100.00

#### (参考) ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	115,845,275,900	91.65
内 日本	115,845,275,900	91.65
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	10,548,446,775	8.35
純資産総額	126,393,722,675	100.00

#### その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）	5,001,850,000	3.96
内 日本	5,001,850,000	3.96

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

### (2) 投資資産(平成 18 年 10 月 31 日現在)

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数 または 額面額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	41,789,375,950	1.94260 81,180,357,322	1.9521 81,577,040,791	— —	99.84%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

##### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.84%
合計	99.84%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

##### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位: 円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	798,000	6,294 5,022,768,709	6,930 5,530,140,000	— —	4.38%
2	みずほフィナンシャルG 日本	株式 銀行業	4,840	944,869 4,573,168,087	911,000 4,409,240,000	— —	3.49%
3	三井住友フィナンシャルG 日本	株式 銀行業	2,933	1,244,429 3,649,910,942	1,280,000 3,754,240,000	— —	2.97%
4	三菱UFJフィナンシャルG 日本	株式 銀行業	1,879	1,680,000 3,156,720,000	1,470,000 2,762,130,000	— —	2.19%
5	住友信託 日本	株式 銀行業	1,991,000	1,183 2,356,085,000	1,258 2,504,678,000	— —	1.98%
6	キヤノン 日本	株式 電気機器	363,000	5,244 1,903,719,741	6,270 2,276,010,000	— —	1.80%
7	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	3,711	514,176 1,908,108,860	589,000 2,185,779,000	— —	1.73%
8	エヌ・ティ・ティ・ドコモ 日本	株式 情報・通信業	12,160	171,123 2,080,866,006	179,000 2,176,640,000	— —	1.72%
9	住友商事 日本	株式 卸売業	1,405,000	1,526 2,145,207,371	1,538 2,160,890,000	— —	1.71%
10	三菱電機 日本	株式 電気機器	2,101,000	926 1,945,600,098	1,020 2,143,020,000	— —	1.70%
11	武田薬品 日本	株式 医薬品	282,000	6,986 1,970,214,840	7,510 2,117,820,000	— —	1.68%
12	本田技研 日本	株式 輸送用機器	488,000	3,524 1,720,034,739	4,140 2,020,320,000	— —	1.60%
13	松下電器産業 日本	株式 電気機器	806,000	2,507 2,021,174,101	2,445 1,970,670,000	— —	1.56%
14	野村ホールディングス 日本	株式 証券・商品先物取引業	898,000	2,329 2,091,714,538	2,065 1,854,370,000	— —	1.47%
15	オリックス 日本	株式 その他金融業	53,500	31,799 1,701,276,670	32,950 1,762,825,000	— —	1.39%
16	小松製作所 日本	株式 機械	810,000	2,011 1,629,613,629	2,110 1,709,100,000	— —	1.35%
17	三井住友海上火災 日本	株式 保険業	1,165,000	1,512 1,761,524,000	1,455 1,695,075,000	— —	1.34%
18	新日本製鐵 日本	株式 鉄鋼	3,469,000	455 1,580,065,620	476 1,651,244,000	— —	1.31%
19	川崎重工業 日本	株式 輸送用機器	3,800,000	399 1,517,888,829	432 1,641,600,000	— —	1.30%
20	富士フイルムHLDGS 日本	株式 化学	376,000	3,812 1,433,453,137	4,340 1,631,840,000	— —	1.29%
21	京セラ 日本	株式 電気機器	139,100	9,648 1,342,164,784	10,490 1,459,159,000	— —	1.15%
22	神戸製鋼所 日本	株式 鉄鋼	4,072,000	419 1,708,328,000	358 1,457,776,000	— —	1.15%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
23	東京建物 日本	株式 不動産業	955,000	1,139 1,087,745,000	1,396 1,333,180,000	— —	1.05%
24	T D K 日本	株式 電気機器	145,400	8,585 1,248,396,563	9,150 1,330,410,000	— —	1.05%
25	デンソー 日本	株式 輸送用機器	296,000	4,267 1,263,163,219	4,460 1,320,160,000	— —	1.04%
26	日本郵船 日本	株式 海運業	1,717,000	728 1,251,074,052	759 1,303,203,000	— —	1.03%
27	三井物産 日本	株式 卸売業	814,000	1,565 1,274,433,263	1,597 1,299,958,000	— —	1.03%
28	三菱商事 日本	株式 卸売業	546,000	2,459 1,342,646,072	2,260 1,233,960,000	— —	0.98%
29	三菱瓦斯化学 日本	株式 化学	1,066,000	1,297 1,382,602,000	1,114 1,187,524,000	— —	0.94%
30	住友鉱山 日本	株式 非鉄金属	765,000	1,467 1,122,464,500	1,537 1,175,805,000	— —	0.93%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	91.65%
合計	91.65%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
鉱業	0.67%
建設業	2.31%
繊維製品	2.31%
パルプ・紙	0.62%
化学	3.08%
医薬品	1.68%
石油・石炭製品	0.37%
ガラス・土石製品	3.50%
鉄鋼	4.01%
非鉄金属	1.99%
金属製品	0.89%
機械	6.08%
電気機器	12.11%
輸送用機器	11.71%
精密機器	0.16%
その他製品	2.12%
電気・ガス業	0.40%
陸運業	1.80%
海運業	1.03%
情報・通信業	4.73%
卸売業	5.45%
小売業	4.27%
銀行業	11.61%

業種	投資比率
証券・商品先物取引業	2.05%
保険業	1.73%
その他金融業	2.42%
不動産業	2.54%
合計	91.65%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

## ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	賃建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物取引	日本	TOPIX先物 2006年12月	賃建	310	5,091,699,292	5,001,850,000	3.96%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成 12 年 2 月 10 日)	42,422,969,793	—	1.0000	—
第 1 計算期間末 (平成 12 年 9 月 11 日)	81,153,204,807	86,809,773,120	1.0043	1.0743
第 2 計算期間末 (平成 13 年 3 月 9 日)	75,875,916,136	75,875,916,136	0.9273	0.9273
第 3 計算期間末 (平成 13 年 9 月 10 日)	73,778,365,944	73,778,365,944	0.8399	0.8399
第 4 計算期間末 (平成 14 年 3 月 11 日)	74,899,544,080	74,899,544,080	0.8882	0.8882
第 5 計算期間末 (平成 14 年 9 月 9 日)	63,622,587,570	63,622,587,570	0.7679	0.7679
第 6 計算期間末 (平成 15 年 3 月 10 日)	54,680,687,080	54,680,687,080	0.6858	0.6858
第 7 計算期間末 (平成 15 年 9 月 9 日)	58,168,924,254	58,168,924,254	0.8988	0.8988
第 8 計算期間末 (平成 16 年 3 月 9 日)	56,476,424,545	56,476,424,545	0.9891	0.9891
第 9 計算期間末 (平成 16 年 9 月 9 日)	51,668,706,359	51,771,993,351	1.0005	1.0025
第 10 計算期間末 (平成 17 年 3 月 9 日)	48,546,999,107	49,951,897,496	1.0367	1.0667
第 11 計算期間末 (平成 17 年 9 月 9 日)	42,338,177,371	44,636,464,685	1.1053	1.1653
平成 17 年 10 月末日	53,071,440,109	—	1.2699	—
11 月末日	58,461,406,229	—	1.3578	—
12 月末日	65,407,068,445	—	1.4605	—
平成 18 年 1 月末日	71,075,276,830	—	1.5110	—
2 月末日	72,563,688,897	—	1.4688	—
第 12 計算期間末 (平成 18 年 3 月 9 日)	68,003,597,691	73,057,178,888	1.3457	1.4457
3 月末日	79,146,686,967	—	1.4434	—
4 月末日	80,538,059,786	—	1.4291	—
5 月末日	75,981,486,129	—	1.3124	—
6 月末日	78,663,137,371	—	1.3137	—
7 月末日	79,123,263,422	—	1.2916	—
8 月末日	82,614,432,619	—	1.3404	—
第 13 計算期間末 (平成 18 年 9 月 11 日)	79,329,441,915	81,187,188,528	1.2811	1.3111
9 月末日	82,135,492,147	—	1.2888	—
10 月末日	81,709,549,795	—	1.2842	—

② 分配の推移

	1 口当たり分配金(円)
第 1 計算期間	0.0700
第 2 計算期間	0.0000
第 3 計算期間	0.0000
第 4 計算期間	0.0000
第 5 計算期間	0.0000
第 6 計算期間	0.0000
第 7 計算期間	0.0000
第 8 計算期間	0.0000
第 9 計算期間	0.0020
第 10 計算期間	0.0300
第 11 計算期間	0.0600
第 12 計算期間	0.1000
第 13 計算期間	0.0300

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第 1 計算期間	7.4
第 2 計算期間	△7.7
第 3 計算期間	△9.4
第 4 計算期間	5.8
第 5 計算期間	△13.5
第 6 計算期間	△10.7
第 7 計算期間	31.1
第 8 計算期間	10.0
第 9 計算期間	1.4
第 10 計算期間	6.6
第 11 計算期間	12.4
第 12 計算期間	30.8
第 13 計算期間	△2.6

## 6 手続等の概要

### (1) 申込（販売）手続等

受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◆ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、振替機関（株式会社 証券保管振替機構）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

### (2) 換金（解約）手続等

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### イ. 一部解約

受益者は、自己の有する受益証券について、1口単位または1万口単位として販売会社

が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができますほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

1 万口当りの手取額は、次のとおりとします。

＜個人の受益者の場合＞

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の 10%。なお、平成 20 年 4 月 1 日からは 20%。）を差引いた額とします。

＜法人の受益者の場合＞

解約価額から所得税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の 7%。なお、平成 20 年 4 月 1 日からは 15%。）を差引いた額とします。

委託会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 4 営業日目から受益者に支払います。

## 四. 買取り

販売会社は、受益者の請求があるときは、1 口単位または 1 万口単位として販売会社が定める単位をもって、その受益証券を買取ります。

受益証券の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

販売会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益証券の買取りを中止することができます。受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算される価額とします。

◆ ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成 19 年 1 月 4 日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権を

もって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意下さい。

## 7 管理及び運営の概要

### (1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日における基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の証券取引所上場株式：原則として証券取引所における計算日の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。ほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

### (2) 保管

受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混載保管されます。

「分配金再投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

保護預りを行なわない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

### (3) 信託期間

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### (4) 計算期間

毎年3月10日から9月9日までおよび9月10日から翌年3月9日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

### (5) その他

#### ① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3. から前 5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. の規定にしたがいます。
7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理して受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前 2. の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をし

ている受益者へは、前2.の書面の交付を原則として行ないません。

③ 反対者の買取請求権

前①の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の3.または前②の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(6) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から、収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じるものとします。この場合、販売会社は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じができるものとします。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日目）から、受益証券と引換えに受益者に支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「6 手続等の概要」をご参照下さい。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効

前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。なお、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、分配金は税金を差引いた後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

## 第2 財務ハイライト情報

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、中央青山監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

なお、当ファンドの監査を担当しております中央青山監査法人は、平成18年9月1日付で、法人名称をみずづ監査法人に変更しております。

### ダイワ・バリュー株・オープン

#### 1 貸借対照表

区分	第12期 平成18年3月9日現在	第13期 平成18年9月11日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	776,902,564	753,250,862
親投資信託受益証券	72,817,892,892	81,162,731,319
流動資産合計	73,594,795,456	81,915,982,181
資産合計	73,594,795,456	81,915,982,181
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,053,581,197	1,857,746,613
未払解約金	62,637,526	90,358,062
未払受託者報酬	24,897,601	33,491,668
未払委託者報酬	448,157,464	602,850,789
その他未払費用	1,923,977	2,093,134
流動負債合計	5,591,197,765	2,586,540,266
負債合計	5,591,197,765	2,586,540,266
純資産の部		
元本等		
元本	50,535,811,974	61,924,887,127
剰余金		
期末剰余金	17,467,785,717	17,404,554,788
(うち分配準備積立金)	(10,637,443,436)	(7,498,917,896)
剰余金合計	17,467,785,717	17,404,554,788
元本等合計	—	79,329,441,915
純資産合計	68,003,597,691	79,329,441,915
負債・純資産合計	73,594,795,456	81,915,982,181

## 2 損益及び剩余金計算書

区分	第 12 期 自 平成 17 年 9 月 10 日 至 平成 18 年 3 月 9 日	第 13 期 自 平成 18 年 3 月 10 日 至 平成 18 年 9 月 11 日
	金額(円)	金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取利息	10,511	334,628
有価証券売買等損益	14,634,165,474	△1,516,661,573
営業収益合計	14,634,175,985	△1,516,326,945
営業費用		
受託者報酬	24,897,601	33,491,668
委託者報酬	448,157,464	602,850,789
その他費用	1,923,977	2,093,134
営業費用合計	474,979,042	638,435,591
営業利益	14,159,196,943	—
営業損失金額	—	2,154,762,536
経常利益	14,159,196,943	—
経常損失金額	—	2,154,762,536
当期純利益	14,159,196,943	—
当期純損失金額	—	2,154,762,536
一部解約に伴う当期純利益分配額	2,132,357,581	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	—	186,632,428
期首剩余金	4,033,388,795	17,467,785,717
剩余金増加額	7,865,938,011	6,685,559,336
(当期追加信託に伴う剩余金増加額)	(7,865,938,011)	(6,685,559,336)
剩余金減少額	1,404,799,254	2,549,648,688
(当期一部解約に伴う剩余金減少額)	(1,404,799,254)	(2,549,648,688)
分配金	5,053,581,197	1,857,746,613
期末剩余金	17,467,785,717	17,404,554,788

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第12期 自 平成17年9月10日 至 平成18年3月9日	第13期 自 平成18年3月10日 至 平成18年9月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>—————</p>	<p>計算期間末日の取扱い 平成18年9月9日及びその翌日 が休日のため、当計算期間の末日 を平成18年9月11日としており、 このため、当計算期間は186日と なっております。</p>

### 第3 内国投資信託受益証券事務の概要

#### (1) 名義書換えの手続き等

受益証券の名義書換手続きおよび無記名式から記名式へのまたは記名式から無記名式への変更は、委託会社の定める手続きにより行なうことができます。

名義書換手続きは委託会社にて行なうものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託会社に取次ぎます。

名義書換えの手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止されます。

名義書換手続きに関し、手数料は徴しません。

#### (2) 受益者名簿

作成しません。

#### (3) 受益者に対する特典

ありません。

#### (4) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (5) 受益証券の再発行

委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付し、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

また、受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、喪失の場合の規定を準用します。

受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### ◆ 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振

替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

◆ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

◆ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

◆ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

◆ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

#### 第4 ファンドの詳細情報の項目

##### 第1 ファンドの沿革

##### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

##### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 受益者の権利等

##### 第4 ファンドの経理状況

##### 1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

##### 2 ファンドの現況

純資産額計算書 平成 年 月 日

I 資産総額

II 負債総額

III 純資産総額 (I - II)

IV 発行済数量

V 1単位当たり純資産額 (III / IV)

##### 第5 設定及び解約の実績

# 追加型証券投資信託

(ダイワ・バリュー株・オープン)

約 款

大和証券投資信託委託株式会社

## 運用の基本方針

約款第21条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

① 主としてマザーファンドの受益証券に投資します。

② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

③ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

④ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 新株引受権証券等への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑧ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑨ 有価証券先物取引等の範囲

有価証券先物取引等は、約款第25条の範囲で行ないます。

⑩ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第26条の範囲で行ないます。

⑪ 金利先渡取引の範囲

金利先渡取引は、約款第27条の範囲で行ないます。

### 3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

- ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
(ダイワ・バリュー株・オープン)  
約  
款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第 1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金10億円～3,000億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、この契約締結の日から第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項、第55条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

(当時の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10億口～3,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
- ③ 第2項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を1口に切り上げるものとします。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分増やし、当該口数にかかる金額については損金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

#### (受益証券の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第10条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申し込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第10条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位をもって取得の申し込みに応じることができます。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める積立投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申し込みに応じができるものとします。
- ③ 前2項の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、委託者または委託者の指定する証券会社もしくは登録金融機関が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

#### (受益証券の種類)

第13条 委託者が受益者に交付する受益証券の種類は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および5,000万口券の16種類とします。

- ② 別に定める契約または保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券および保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるものほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

#### (受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第40条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

#### (記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (無記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

#### (記名式の受益証券の再交付)

第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

#### (受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

#### (受益証券の再交付の費用)

第19条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

#### (運用の指図範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
  9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  16. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
  17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  18. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
  19. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 抵当証券
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までの金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証

券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第22条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第23条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券にかかる利払金および償還金等ならびに第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券にかかる利払金および償還金等ならびに第20条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### （スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### （金利先渡取引の運用指図・目的・範囲）

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品

の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第28条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（保管業務の委任）

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第31条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混藏寄託）

第32条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混藏寄託できるものとします。

第33条 （削除）

（信託財産の表示および記載の省略）

第34条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資するとの指図ができます。

(資金の借入れ)

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当 (一部解約に伴う支払資金の手当のため借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第40条 この信託の計算期間は、毎年3月10日から9月9日および9月10日から翌年3月9日までとします。

ただし、第1計算期間は、平成12年2月10日から平成12年9月11日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の152の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から

支弁します。

(収益の分配方式)

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあたるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあたるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第45条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第47条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払います。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申し込みに応じるものとします。
- ③ 債還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、債還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめ、その印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
- ⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および債還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(収益分配金および債還金の時効)

第48条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による債還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益証券の買取り)

第49条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、1口単位または1万口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位（別に定める契約にかかる受益証券については、1口の整数倍とします。）をもって、その受益証券を買取ります。

② 受益証券の買取価額は、買取りの申し込みを受け付けた日の基準価額から、当該買取りに関し

て課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

- ③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて、第1項の規定による受益証券の買取りを中止することができるものとします。
- ④ 前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申し込みを受け付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託契約の一部解約)

第50条 受益者（前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、1口単位または1万口単位として委託者または委託者の指定する証券会社もしくは登録金融機関が定める単位（別に定める契約にかかる受益証券および委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社もしくは登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

#### (信託契約の解約)

第51条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定に従います。

#### (委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託

業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第56条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第56条の2 第51条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第57条 (削除)

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務關係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第 3条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振

替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。) の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- ② 平成19年1月4日前に信託された受益権にかかる受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。
- ③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券にかかる受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関(以下本条において総称して「指定販売会社」といいます。)に当該申請の手続を委任することができます。
- ④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。
- ⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定に従います。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。
- ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。
- ⑦ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求または買取請求を受益者がするときは、委託者(一部解約の実行の請求の場合に限ります。)または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金または買取りの代金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求または買取請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該各請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑧ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

平成12年 2月10日

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社

## 信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について

平成18年12月29日現在存在する受益証券を含む「追加型証券投資信託（ダイワ・バリュー株・オープン）」の受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成19年1月4日適用予定で重大な約款変更を行ないます。

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(平成19年1月4日から適用の約款の内容)	(平成18年12月29日まで適用の約款の内容)
<b>(受益権の取得申込の勧誘の種類)</b> 第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。	<b>(受益証券の取得申込の勧誘の種類)</b> 第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。
<b>(当初の受益者)</b> 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。	<b>(当初の受益者)</b> 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
<b>(受益権の分割および再分割)</b> 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10億口～3,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。	<b>(受益権の分割および再分割)</b> 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10億口～3,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
<b>(削除)</b>	<b>③ 第2項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を1口に切り上げるものとします。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分増やし、当該口数にかかる金額については損金として計上することとします。</b>
<b>(信託日時の異なる受益権の内容)</b> 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはできません。	<b>(信託日時の異なる受益権の内容)</b> 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはできません。
<b>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</b> 第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。	<b>(受益証券の発行)</b> 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。
② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。	(新設)
③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従	(新設)

<p>い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。</p> <p>④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続を委任することができます。</p> <p><b>（受益権の設定にかかる受託者の通知）</b></p> <p>第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。</p> <p>（削除）</p> <p><b>（受益権の申込単位および価額）</b></p> <p>第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申し込みに応じることができます。</p> <p>② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位をもって取得の申し込みに応じることができます。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める積立投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1日の整数倍をもって取得の申し込みに応じることができるものとします。</p> <p>③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社および登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、委託者または委託者の指定する証券会社もしくは登録金融機関が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>第13条 （削除）</p> <p><b>（受益権の譲渡にかかる記載または記録）</b></p> <p>第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受</p>	<p>（新設）</p> <p><b>（受益証券の発行についての受託者の認証）</b></p> <p>第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。</p> <p>② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。</p> <p><b>（受益証券の申込単位および価額）</b></p> <p>第12条 委託者は、第10条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申し込みに応じることができます。</p> <p>② 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第10条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者の指定する証券会社または登録金融機関が定める単位をもって取得の申し込みに応じることができます。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める積立投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1日の整数倍をもって取得の申し込みに応じることができるものとします。</p> <p>（新設）</p> <p>③ 前2項の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、委託者または委託者の指定する証券会社もしくは登録金融機関が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>④ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p><b>（受益証券の種類）</b></p> <p>第13条 委託者が受益者に交付する受益証券の種類は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および5,000万口券の16種類とします。</p> <p>② 別に定める契約または保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券および保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。</p> <p><b>（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）</b></p> <p>第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したと</p>
--	--

<p>益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。</p>	<p>きは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。</p>
<p>② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。</p>	<p>② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。</p>
<p>③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p>	<p>③ 前項の規定による名義書換の手続は、第40条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。</p>
<p><b>（受益権の譲渡の対抗要件）</b></p>	<p><b>（記名式の受益証券譲渡の対抗要件）</b></p>
<p>第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>	<p>第15条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>
<p>第16条 <u>（削除）</u></p>	<p><b>（無記名式の受益証券の再交付）</b></p>
<p>第17条 <u>（削除）</u></p>	<p>第16条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</p>
<p>第18条 <u>（削除）</u></p>	<p><b>（記名式の受益証券の再交付）</b></p>
<p>第19条 <u>（削除）</u></p>	<p>第17条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</p>
<p><b>（受益証券を毀損した場合等の再交付）</b></p>	<p>（<b>（受益証券を毀損した場合等の再交付）</b></p>
<p>第20条 <u>（略）</u></p>	<p>第18条 受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。</p>
<p><b>（受益証券の再交付の費用）</b></p>	<p>（<b>（受益証券の再交付の費用）</b></p>
<p>第20条 <u>（同左）</u></p>	<p>第19条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。</p>
<p><b>（運用の指図範囲等）</b></p>	<p><b>（運用の指図範囲等）</b></p>
<p>第20条 <u>（略）</u></p>	<p>第20条 <u>（同左）</u></p>
<p><b>（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）</b></p>	<p><b>（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）</b></p>
<p>第46条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第47条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p>	<p>第46条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第47条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者に交付します。</p>
<p>② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p>	<p>② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p>
<p><b>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）</b></p>	<p><b>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）</b></p>
<p>第47条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第48条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p>	<p>第47条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p>
<p>② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載ま</p>	<p>② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に支払います。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申し込みに応じるものとします。</p>

<p>たは記録されます。</p> <p>③ 債還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。</p> <p>④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。</p> <p>⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。</p> <p>⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者ごとの信託時の<u>受益証券の価額等</u>に応じて計算されるものとします。</p> <p>（削除）</p> <p>（收益分配金および償還金の時効）</p> <p>第48条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>（受益権の買取り）</p> <p>第49条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、1口単位または1万口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位（別に定める契約にかかる受益証券については、1口の整数倍とします。）をもって、その<u>受益権</u>を買取ります。</p> <p>② <u>受益権</u>の買取価額は、買取りの申し込みを受け付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。</p> <p>③ 平成19年1月4日以降、受益者が買取請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる買取請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</p> <p>④ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて、第1項の規定による<u>受益権</u>の買取りを中止することができるものとします。</p> <p>⑤ 前項により<u>受益権</u>の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該<u>受益権</u>の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申し込みを受け付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>（信託契約の一部解約）</p> <p>第50条 受益者（前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、1口単位または1万口単位として委託者または委託者の指定する証券会社もしくは登録金融機関が定める単位（別に定める契約にかかる<u>受益権</u>および委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解</p>	<p>③ 債還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。</p> <p>④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。</p> <p>⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。</p> <p>⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者ごとの信託時の<u>受益証券の価額等</u>に応じて計算されるものとします。</p> <p>⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめ、その印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。</p> <p>⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があつても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。</p> <p>（收益分配金および償還金の時効）</p> <p>第48条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、<u>委託者</u>が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>（受益証券の買取り）</p> <p>第49条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、1口単位または1万口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位（別に定める契約にかかる受益証券については、1口の整数倍とします。）をもって、その<u>受益証券</u>を買取ります。</p> <p>② <u>受益証券</u>の買取価額は、買取りの申し込みを受け付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。</p> <p>（新設）</p> <p>③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて、第1項の規定による<u>受益証券</u>の買取りを中止することができるものとします。</p> <p>④ 前項により<u>受益証券</u>の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該<u>受益証券</u>の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申し込みを受け付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>（信託契約の一部解約）</p> <p>第50条 受益者（前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、1口単位または1万口単位として委託者または委託者の指定する証券会社もしくは登録金融機関が定める単位（別に定める契約にかかる<u>受益証券</u>および委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解</p>
--	---

<p>約の実行を請求することができます。</p> <p>② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</p> <p>③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えて、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。</p> <p>⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。</p> <p>⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。</p> <p><b>(質権口記載または記録の受益権の取扱い)</b></p> <p>第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。</p> <p><b>(信託契約の解約)</b></p> <p>第51条 (略)</p> <p><b>(反対者の買取請求権)</b></p> <p>第56条の2 第51条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p><b>(公告)</b></p> <p>第58条 (略)</p> <p><b>(信託約款に関する疑義の取扱い)</b></p> <p>第59条 (略)</p> <p><b>(付 則)</b></p> <p>第 1 条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。</p> <p>第 2 条 第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。</p> <p>第 3 条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以後「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」</p>	<p>に一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社もしくは登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。</p> <p>③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</p> <p>④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。</p> <p>⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。</p> <p>⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。</p> <p>（新 設）</p> <p><b>(信託契約の解約)</b></p> <p>第51条 (同 左)</p> <p><b>(反対者の買取請求権)</b></p> <p>第56条の2 第51条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p><b>(公告)</b></p> <p>第58条 (同 左)</p> <p><b>(信託約款に関する疑義の取扱い)</b></p> <p>第59条 (同 左)</p> <p><b>(付 則)</b></p> <p>第 1 条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。</p> <p>第 2 条 第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。</p> <p>第 3 条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以後「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」</p>
--	---

をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかるわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- ② 平成19年1月4日前に信託された受益権にかかる受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。
- ③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券にかかる受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関(以下本条において総称して「指定販売会社」といいます。)に当該申請の手続を委任することができます。
- ④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。
- ⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定に従います。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。
- ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。
- ⑦ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求または買取請求を受益者がするときは、委託者(一部解約の実行の請求の場合に限ります。)または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金または買取りの代金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求または買取請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該各請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑧ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

# ダイワ・バリュー株・オープン

そこ ぢから  
(愛称：底力)

投資信託説明書(請求目論見書)

平成18年12月5日

本文書は、証券取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「ダイワ・バリュー株・オープン(愛称:底力)」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成18年6月2日に関東財務局長に提出しており、平成18年6月3日にその届出の効力が生じております。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

## 第三部 ファンドの詳細情報

### 第1 ファンドの沿革

平成12年 2月10日 :	信託契約の締結、当初設定、運用開始
平成13年 9月 3日 :	信託期間を無期限に変更
平成13年11月28日 :	主要投資対象を「ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド」に変更（変更前は「わが国の証券取引所上場株式および店頭登録株式」）

### 第2 手続等

#### 1 申込（販売）手続等

受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◆ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、振替機関（株式会社 証券保管振替機構）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2 換金（解約）手続等

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

### イ. 一部解約

受益者は、自己の有する受益証券について、1口単位または1万口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。ほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

#### ・お電話によるお問合せ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

#### ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

1万口当たりの手取額は、次のとおりとします。

#### ＜個人の受益者の場合＞

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本（※1）を上回っている場合その超過額の10%。なお、平成20年4月1日からは20%。）を差引いた額とします。

#### ＜法人の受益者の場合＞

解約価額から所得税（解約価額が個別元本（※1）を上回っている場合その超過額の7%。なお、平成20年4月1日からは15%。）を差引いた額とします。

一部解約金にかかる収益調整金（※2）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

委託会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（※1）個別元本とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）をいいます。受益者ごとの信託時の受益証券の価額等とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(※2) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### ロ. 買取り

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位または1万口単位として販売会社が定める単位をもって、その受益証券を買取ります。

受益証券の買取価額は、買取りの申込みを受けた日の基準価額から、当該買取りに関する課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

販売会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益証券の買取りを中止することができます。受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受けたものとして、上記に準じて計算される価額とします。

- ◆ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意下さい。

## 第3 管理及び運営

### 1 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日における基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の証券取引所上場株式：原則として証券取引所における計算日の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。ほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

#### (2) 保管

受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混藏保管されます。

「分配金再投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

保護預りを行なわない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

#### (3) 信託期間

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

#### (4) 計算期間

毎年3月10日から9月9日までおよび9月10日から翌年3月9日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5) その他

##### ① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約

することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、②の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.の規定にしたがいます。
7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理して受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大な

ものとして前2.の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前2.の書面の交付を原則として行いません。

### ③ 反対者の買取請求権

前①の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の3.または前②の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### ④ 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

### ⑤ 公告

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

### ⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 2 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

### ① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から、収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じるものとします。この場合、販売会社は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じができるものとします。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日目）から、受益証券と引換えに受益者に支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

収益分配金および償還金にかかる収益調整金は、原則として受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日の前日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に収益分配金および償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときなら

びに信託終了による償還金については支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

## ② 換金請求権

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「第 2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

## ③ 記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめ、その印鑑を届出るものとし、収益分配金の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盜用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(注) ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、毎計算期間終了日後 1 か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日目）からお支払いします。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。なお、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、分配金は税金を差引いた後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

#### 第4 ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、第12期計算期間（平成17年9月10日から平成18年3月9日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第13期計算期間（平成18年3月10日から平成18年9月11日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第12期計算期間（平成17年9月10日から平成18年3月9日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けており、第13期計算期間（平成18年3月10日から平成18年9月11日まで）の財務諸表について、みすず監査法人により監査を受けております。

なお、当ファンドの監査を担当しておりますみすず監査法人は、平成18年9月1日付けで、法人名称を中央青山監査法人からみすず監査法人に変更しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年4月4日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会御中

中央青山監査法人



指定社員  
業務執行社員

公認会計士

17年後ろ  
中青山監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

17年後ろ  
中青山監査法人

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・バリュー株・オーブンの平成17年9月10日から平成18年3月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・バリュー株・オーブンの平成18年3月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成18年10月10日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会御中



指定期社員  
業務執行社員 公認会計士

田中俊之



指定期社員  
業務執行社員 公認会計士

伊藤文保



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・パリュー株・オーブンの平成18年3月10日から平成18年9月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・パリュー株・オーブンの平成18年9月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表  
ダイワ・バリュー株・オープン

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	第 12 期 平成 18 年 3 月 9 日現在	第 13 期 平成 18 年 9 月 11 日現在
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		776,902,564	753,250,862
親投資信託受益証券		72,817,892,892	81,162,731,319
流動資産合計		73,594,795,456	81,915,982,181
資産合計		73,594,795,456	81,915,982,181
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		5,053,581,197	1,857,746,613
未払解約金		62,637,526	90,358,062
未払受託者報酬		24,897,601	33,491,668
未払委託者報酬		448,157,464	602,850,789
その他未払費用		1,923,977	2,093,134
流動負債合計		5,591,197,765	2,586,540,266
負債合計		5,591,197,765	2,586,540,266
純資産の部			
元本等			
元本	※1	50,535,811,974	61,924,887,127
剰余金			
期末剰余金		17,467,785,717	17,404,554,788
(うち分配準備積立金)		(10,637,443,436)	(7,498,917,896)
剰余金合計		17,467,785,717	17,404,554,788
元本等合計		—	79,329,441,915
純資産合計		68,003,597,691	79,329,441,915
負債・純資産合計		73,594,795,456	81,915,982,181

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	第12期	第13期
		自 平成17年9月10日 至 平成18年3月9日	自 平成18年3月10日 至 平成18年9月11日
		金額(円)	金額(円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		10,511	334,628
有価証券売買等損益		14,634,165,474	△1,516,661,573
営業収益合計		14,634,175,985	△1,516,326,945
営業費用			
受託者報酬		24,897,601	33,491,668
委託者報酬		448,157,464	602,850,789
その他費用		1,923,977	2,093,134
営業費用合計		474,979,042	638,435,591
営業利益		14,159,196,943	—
営業損失金額		—	2,154,762,536
経常利益		14,159,196,943	—
経常損失金額		—	2,154,762,536
当期純利益		14,159,196,943	—
当期純損失金額		—	2,154,762,536
一部解約に伴う当期純利益分配額		2,132,357,581	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	186,632,428
期首剰余金		4,033,388,795	17,467,785,717
剰余金増加額		7,865,938,011	6,685,559,336
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(7,865,938,011)	(6,685,559,336)
剰余金減少額		1,404,799,254	2,549,648,688
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(1,404,799,254)	(2,549,648,688)
分配金	※1	5,053,581,197	1,857,746,613
期末剰余金		17,467,785,717	17,404,554,788

(3) 注記表

前計算期間については、「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 12 期 自 平成17年9月10日 至 平成18年3月9日	第 13 期 自 平成18年3月10日 至 平成18年9月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	—————	計算期間末日の取扱い 平成18年9月9日及びその翌日 が休日のため、当計算期間の末日 を平成18年9月11日としており、 このため、当計算期間は186日と なっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 12 期 平成18年3月9日現在	第 13 期 平成18年9月11日現在
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中解約元本額	38,304,788,576円 22,242,577,525円 10,011,554,127円	50,535,811,974円 18,661,678,838円 7,272,603,685円
2. 計算期間末日における受益権の総数	—————	61,924,887,127口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第12期 自 平成17年9月10日 至 平成18年3月9日	第13期 自 平成18年3月10日 至 平成18年9月11日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(212,107,224円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(11,814,732,138円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,830,342,281円)及び分配準備積立金(3,664,185,271円)より分配対象額は22,521,366,914円(1万口当たり4,456.52円)であり、うち5,053,581,197円(1万口当たり1,000円)を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(9,905,636,892円)及び分配準備積立金(9,356,664,509円)より分配対象額は19,262,301,401円(1万口当たり3,110.59円)であり、うち1,857,746,613円(1万口当たり300円)を分配金額としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第12期 平成18年3月9日現在		第13期 平成18年9月11日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	72,817,892,892	14,250,578,464	81,162,731,319	△1,564,495,880
合計	72,817,892,892	14,250,578,464	81,162,731,319	△1,564,495,880

(1口当たり情報)

	第12期 平成18年3月9日現在	第13期 平成18年9月11日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3457円 (13,457円)	1,2811円 (12,811円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	ダイワ・バリュー株・オープン・ マザーファンド	41,765,415,180	81,162,731,319	
合計		41,765,415,180	81,162,731,319	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区分	注記 番号	平成 18 年 3 月 9 日現在	平成 18 年 9 月 11 日現在
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		13,643,399,143	9,257,199,233
株式		93,265,718,300	115,235,514,250
派生商品評価勘定		28,222,539	—
未収入金		101,547,026	522,663,330
未取配当金		50,132,250	21,770,820
前払金		11,214,000	104,935,000
差入委託証拠金		42,210,000	164,300,000
流動資産合計		107,142,443,258	125,306,382,633
資産合計		107,142,443,258	125,306,382,633
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		110,544	156,499,292
未払金		476,257,486	377,063,802
流動負債合計		476,368,030	533,563,094
負債合計		476,368,030	533,563,094
純資産の部			
元本等			
元本	※1	53,943,673,126	64,206,716,862
剰余金			
期末剰余金		52,722,402,102	60,566,102,677
剰余金合計		52,722,402,102	60,566,102,677
元本等合計		—	124,772,819,539
純資産合計		106,666,075,228	124,772,819,539
負債・純資産合計		107,142,443,258	125,306,382,633

## 注記表

平成17年9月10日から平成18年3月9日までについては、「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成17年9月10日 至 平成18年3月9日	自 平成18年3月10日 至 平成18年9月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値段、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日ににおいて、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金 同左

## (貸借対照表に関する注記)

区分	平成18年3月9日現在	平成18年9月11日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	42,499,504,292 円	53,943,673,126 円
同期中における追加設定元本額	14,774,461,629 円	14,661,126,635 円
同期中における解約元本額	3,330,292,795 円	4,398,082,899 円
同期末における元本の内訳 ファンド名		
ダイワ・バリュー株・オープンVA	6,325,794,390 円	8,868,931,040 円
適格機関投資家専用	5,229,901,881 円	5,547,822,723 円
ダイワ・バリュー株・オープンVA 2	一円	659,144,804 円
ダイワ・バリュー株・オープンVA 3	36,825,069,734 円	41,765,415,180 円
ダイワ・バリュー株・オープン	5,562,907,121 円	7,365,403,115 円
DC・ダイワ・バリュー株・オープン	53,943,673,126 円	64,206,716,862 円
計		
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	—————	64,206,716,862 口

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	平成18年3月9日現在		平成18年9月11日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含 まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含 まれた評価差額 (円)
株式	93,265,718,300	24,613,294,620	115,235,514,250	△ 1,843,320,870
合計	93,265,718,300	24,613,294,620	115,235,514,250	△ 1,843,320,870

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末までの期間（平成17年9月10日から平成18年3月9日まで、及び平成18年3月10日から平成18年9月11日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区分	自 平成17年9月10日 至 平成18年3月9日	自 平成18年3月10日 至 平成18年9月11日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における株価指数先物取引を行っています。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引に係る主要なリスクは株価の変動による価格変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## II 取引の時価等に関する事項

### 株式関連

種類	平成18年3月9日現在			平成18年9月11日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引						
株価指数先物取引						
買建	2,354,244,000	—	2,382,720,000	28,476,000	5,091,285,000	—
合計	2,354,244,000	—	2,382,720,000	28,476,000	5,091,285,000	—
					4,935,200,000	△156,085,000
						△156,085,000

#### (注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

#### (1 口当たり情報)

	平成18年3月9日現在	平成18年9月11日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9774 円 (19,774 円)	1.9433 円 (19,433 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘 柄	株 式 数	評 価 額 (円)		備 考
		単 価	金 額	
日鉄鉱業	924,000	954	881,496,000	
前田建設	986,000	540	532,440,000	
スルガコーポレーション	99,600	9,040	900,384,000	
N I P P O コーポレーション	803,000	930	746,790,000	
大和ハウス	371,000	1,921	712,691,000	
ローソン	86,000	3,970	341,420,000	
ナフコ	106,000	3,360	356,160,000	
グンゼ	634,000	655	415,270,000	
日東紡績	2,015,000	391	787,865,000	
日本毛織	217,000	989	214,613,000	
セブン&アイ・HLDGS	112,800	3,920	442,176,000	
クラレ	265,000	1,297	343,705,000	
サンエー・インターナショナル	126,900	3,810	483,489,000	
王子製紙	1,050,000	625	656,250,000	
レンゴー	170,000	788	133,960,000	
日本曹達	682,000	637	434,434,000	
東ソー	260,000	442	114,920,000	
三菱瓦斯化学	1,066,000	1,242	1,323,972,000	
住友ベークライト	400,000	908	363,200,000	
三菱樹脂	364,000	335	121,940,000	
日立化成	177,500	2,800	497,000,000	
武田薬品	202,000	7,380	1,490,760,000	
フジテレビジョン	3,850	260,000	1,001,000,000	
富士フィルム	376,000	4,260	1,601,760,000	
新日本石油	540,000	858	463,320,000	
旭硝子	565,000	1,511	853,715,000	
太平洋セメント	1,635,000	432	706,320,000	
デイ・シイ	321,000	516	165,636,000	
東海カーボン	965,000	775	747,875,000	
日本特殊陶業	404,000	2,345	947,380,000	
新日本製鐵	3,469,000	498	1,727,562,000	
神戸製鋼所	4,072,000	381	1,551,432,000	
合同製鐵	1,150,000	693	796,950,000	
淀川製鋼所	972,000	605	588,060,000	
東洋鋼鉄	1,128,000	450	507,600,000	
三井金属	1,200,000	635	762,000,000	
三菱マテリアル	1,420,000	506	718,520,000	
住友鉱山	915,000	1,673	1,530,795,000	
川岸工業	94,000	533	50,102,000	
三和シヤツター	633,000	663	419,679,000	

日本発条	510,000	1,264	644,640,000	
アマダ	860,000	1,176	1,011,360,000	
富士機械製造	259,000	2,380	616,420,000	
ソディツク	328,400	1,026	336,938,400	
ヒラノテクシード	144,000	1,865	268,560,000	
小松製作所	810,000	2,180	1,765,800,000	
住友重機械	860,000	1,027	883,220,000	
クボタ	764,000	966	738,024,000	
シーケーディ	458,000	1,514	693,412,000	
JUKI	997,000	652	650,044,000	
セガサミーホールディングス	145,000	3,860	559,700,000	
日本精工	819,000	924	756,756,000	
三菱電機	2,041,000	959	1,957,319,000	
マキタ	130,000	3,380	439,400,000	
日本電気	1,450,000	662	959,900,000	
松下電器産業	756,000	2,415	1,825,740,000	
日立国際電気	453,000	1,420	643,260,000	
ソニー	206,000	4,910	1,011,460,000	
TDK	145,400	8,850	1,286,790,000	
フォスター電機	281,800	1,810	510,058,000	
SMK	471,000	846	398,466,000	
東光	965,000	372	358,980,000	
東北パライオニア	160,300	1,848	296,234,400	
デンソー	296,000	4,050	1,198,800,000	
スタンレー電気	310,000	2,480	768,800,000	
カシオ	40,000	2,205	88,200,000	
ファンック	45,000	9,260	416,700,000	
日本シイエムケイ	137,000	1,227	168,099,000	
大真空	680,000	733	498,440,000	
京セラ	139,100	9,910	1,378,481,000	
日東電工	19,000	7,420	140,980,000	
東海理化電機	184,000	2,180	401,120,000	
川崎重工業	1,500,000	391	586,500,000	
いすゞ自動車	2,708,000	379	1,026,332,000	
トヨタ自動車	758,000	6,130	4,646,540,000	
新明和工業	1,250,000	570	712,500,000	
フタバ産業	225,400	2,535	571,389,000	
ケーヒン	150,500	2,715	408,607,500	
マツダ	1,255,000	712	893,560,000	
本田技研	468,000	3,790	1,773,720,000	
ヤマハ発動機	244,200	2,995	731,379,000	
ショーワ	110,000	1,944	213,840,000	
佐鳥電機	121,000	1,694	204,974,000	
サイゼリヤ	189,900	1,705	323,779,500	
タムロン	94,400	2,155	203,432,000	

キヤノン	321,000	5,760	1,848,960,000	
バンダイナムコHLDGS	359,700	1,743	626,957,100	
凸版印刷	840,000	1,279	1,074,360,000	
大日本印刷	286,000	1,745	499,070,000	
長瀬産業	417,000	1,432	597,144,000	
オンワード樫山	355,000	1,592	565,160,000	
美津濃	515,000	832	428,480,000	
三井物産	1,044,000	1,587	1,656,828,000	
東京エレクトロン	81,000	7,970	645,570,000	
カメイ	348,000	825	287,100,000	
住友商事	1,405,000	1,485	2,086,425,000	
三菱商事	741,000	2,270	1,682,070,000	
キヤノンマークティングJPN	130,000	2,795	363,350,000	
フルサト工業	97,000	1,814	175,958,000	
ナイス	1,127,000	442	498,134,000	
東京スタイル	731,000	1,368	1,000,008,000	
ナガホリ	242,000	574	138,908,000	
上新電機	443,000	709	314,087,000	
青山商事	161,100	3,610	581,571,000	
丸井	414,900	1,747	724,830,300	
イズミヤ	806,000	831	669,786,000	
イズミ	93,000	4,080	379,440,000	
新生銀行	570,000	704	401,280,000	
三菱UFJフィナンシャルG	1,879	1,540,000	2,893,660,000	
三井住友フィナンシャルG	2,493	1,260,000	3,141,180,000	
山陰合同銀行	672,000	1,025	688,800,000	
住友信託	1,991,000	1,214	2,417,074,000	
みずほフィナンシャルG	4,660	927,000	4,319,820,000	
SB Iホールディングス	21,233	43,950	933,190,350	
愛知銀行	39,000	13,160	513,240,000	
東京リース	168,900	1,460	246,594,000	
ジャックス	449,000	1,306	586,394,000	
オリックス	52,500	31,550	1,656,375,000	
日興コーディアルG	527,500	1,475	778,062,500	
野村ホールディングス	898,000	2,190	1,966,620,000	
三井住友海上火災	1,055,000	1,424	1,502,320,000	
三井不動産	165,000	2,665	439,725,000	
東京建物	955,000	1,303	1,244,365,000	
ジョイント・コーポレーション	161,000	3,890	626,290,000	
大和システム	123,100	2,680	329,908,000	
東日本旅客鉄道	970	833,000	808,010,000	
西日本旅客鉄道	1,600	483,000	772,800,000	
日本通運	1,084,000	622	674,248,000	
日本郵船	1,717,000	712	1,222,504,000	
日本電信電話	3,711	573,000	2,126,403,000	

KDD I	930	729, 000	677, 970, 000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	12, 160	179, 000	2, 176, 640, 000	
中部電力	157, 000	3, 130	491, 410, 000	
王将フードサービス	109, 700	1, 806	198, 118, 200	
東京デリカ	404, 000	735	296, 940, 000	
ベルーナ	422, 700	2, 030	858, 081, 000	
合計	78, 647, 786		115, 235, 514, 250	

- (2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

## 2 ファンドの現況

### 純資産額計算書

平成18年10月31日

I 資産総額	81,956,798,029 円
II 負債総額	247,248,234 円
III 純資産総額 (I - II)	81,709,549,795 円
IV 発行済数量	63,627,623,957 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1,2842 円

(参考) ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド

### 純資産額計算書

平成18年10月31日

I 資産総額	127,081,231,928 円
II 負債総額	687,509,253 円
III 純資産総額 (I - II)	126,393,722,675 円
IV 発行済数量	64,748,880,203 口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1.9521 円

### 第5 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	138,357,715,056	99,972,566,085
第2 計算期間	17,323,355,371	16,303,715,735
第3 計算期間	15,248,023,738	9,235,351,305
第4 計算期間	4,390,704,640	7,901,628,583
第5 計算期間	5,327,308,701	6,800,129,749
第6 計算期間	1,695,977,625	4,818,930,641
第7 計算期間	2,362,465,066	17,375,763,407
第8 計算期間	2,974,514,966	10,595,394,386
第9 計算期間	4,446,125,296	9,902,184,155
第10 計算期間	3,265,551,720	8,079,101,621
第11 計算期間	6,976,956,337	15,502,114,066
第12 計算期間	22,242,577,525	10,011,554,127
第13 計算期間	18,661,678,838	7,272,603,685

(注) 当初申込期間中の設定数量は 42,422,969,793 口です。